

※ 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、中止・変更になる場合があります。また、催しなどに参加の際は必ずマスクを着用し、発熱がある人・重症化リスクの高い人などは参加をお控えください。

## 後 期高齢者医療保険料

令和3年度の保険料率

均等割額5万4111円、所得割率10・52%です。保険料は毎年7月に決定します。

### 保険料の軽減

所得水準に応じて均等割額が軽減されます。詳しくはお問い合わせください。

また軽減の判定は、大阪府後期高齢者医療広域連合が市から提供された所得情報に基づいて行いますので、被保険者が申請する必要はありません。所得情報がない場合は、

後期高齢者医療担当窓口で簡易申告をしてください。

### 被扶養者の保険料軽減

後期高齢者医療制度に加入する日の前日時点で、会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者だった人には、当面の間、所得割額は課さず、資格取得後2年を経過する月までの間に限り、均等割額の5割を軽減します。

※ 国民健康保険・国民健康保険組合に加入していた人は対象となりません。

問合 健康保険課後期高齢者医療担当 (☎423・9468)

## 所得 得申出書を送付します

5月初旬より、令和2年中の所得の申告が必要な人に所得申出書を順次送付します。所得申出書が届いた場合は、記入し提出をお願いします。

なお、既に確定申告などをした人は、改めて健康保険課へ所得申出書を提出する必要はありません。

問合 健康保険課資格課担当 (☎423・9458)

## 児童扶養手当の振り込み

児童扶養手当(3・4月分)を5月11日(火)に受給者の口座に振り込みます。通帳記入のうえ、ご確認ください。

問合 子ども家庭課子育て給付担当 (☎423-9624)

## 妊婦さんへのタクシー乗車券の配付期間を延長

妊娠届出時に配付しているタクシー乗車券(10,000円分)の配付期間を、12月28日(火)まで延長します。

妊娠届出に妊婦以外の代理人が来所する場合は受領委任状と代理人の本人確認書類などが必要です。

詳しくは市ホームページをご確認ください。

問合 保健センター子育て世代包括支援担当 (☎423-8812)

## マイナンバー休日開庁

交付通知書が届いていて、マイナンバーカードを受け取っていない人や、新たにカードを申請したい人はご利用ください。詳しくはお問い合わせください。

日時 5月22日(土)午前9時～午後3時

場所 市民課(岸城町)

問合 市民課マイナンバーカード・パスポート交付担当 (☎423-9509)

## コンビニ交付を一時停止

システムメンテナンスのため、マイナンバーカードを使った住民票の写し・所得課税証明書などのコンビニ交付サービスを一時停止します。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

日程 5月1日(土)～5日(祝)、31日(月)の終日

問合 市民課住民担当 (☎423-9454)

## 高 齢者の肺炎球菌ワクチンの予防接種を実施します

問合 保健センター (☎423・8811)

対象 本市の住民基本台帳に記載があり、次の①・②のいずれかに該当し、自ら接種を希望する人

※ 過去に23価肺炎球菌ワクチンを接種したことがある人(自費での接種を含む)は対象になりません。

① 上表の生年月日に当てはまる人  
② 接種当日に60歳以上65歳未満で、心臓または、腎臓、呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害が1級の身体障害者手帳を持つ人

対象④ (4月に案内を送付済みです。)

生年月日	年齢
昭和31年4月2日～32年4月1日	(65歳)
昭和26年4月2日～27年4月1日	(70歳)
昭和21年4月2日～22年4月1日	(75歳)
昭和16年4月2日～17年4月1日	(80歳)
昭和11年4月2日～12年4月1日	(85歳)
昭和6年4月2日～7年4月1日	(90歳)
大正15年4月2日～昭和2年4月1日	(95歳)
大正10年4月2日～11年4月1日	(100歳)

③ 接種当日に60歳以上65歳未満で、心臓または、腎臓、呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害が1級の身体障害者手帳を持つ人

接種方法 市内実施医療機関に予約(本人確認書類と②の人は手帳のコピーを提出)費用 2千円  
※ 次の①～④にあてはまる人は無料です。①身体障害者手帳(1・2級)を持つ人 ②生活保護世帯の人 ③ 市民税非課税世帯の人 ④ 中国残留邦人等支援法による支援給付を受けている人  
※ ②④は生活福祉課、③は保健センターで事前に手続きが必要です。

接種期限 来年3月31日(木)

## 国 民年金のお知らせ

▼免除申請を継続している人は所得の申告を

国民年金保険料の全額免除または納付猶予を承認されている人で、免除申請の際に翌年度以降の継続審査を希望した人は、今年度の再申請は不要です。ただし、令和2年中の所得による審査がありますので、被保険者、配偶者、世帯主の所得を5月末までに申告してください。

問合 市民課国民年金担当 (☎423・9460)

▼保険料をクレジットカードで納付できます

納付できるのは、定額保険料(付加保険料も含む)のみです。一部免除されている場合や未払い分には利用できません。希望する人は貝塚年金事務所へ申し出てください。

問合 貝塚年金事務所 (☎431・1122)

## 軽自動車税(種別割)納税通知書を送付

▼納期限

今年度の納期限は5月31日(月)です。納税通知書に記載の金融機関、コンビニ、スマホ決済サービスなどで納期限までに納めてください。

▼軽自動車税(種別割)の減免

身体障害者手帳などの交付を受け、軽自動車税(種別割)の減免を希望する人は、5月31日(月)までに申請してください。申請は1台のみです。

既に減免申請をしている人は更新手続きは不要ですが、4月1日までに車両や名義人の変更があった場合は、新たに申請してください。

※ 減免には要件があります。詳しくは市民税課までお問い合わせください。  
問合 市民税課諸税担当 (☎423・9416)

広告

広告問合  
 (株)M総合企画 (☎072・275・5449)  
 (株)朝日オリコム大阪 (☎06・6226・1314)  
 (株)宣成社 (☎06・6222・6888)  
 (株)ウィット (☎072・668・3775)